

R7 年度若者のライフデザイン応援プロジェクト業務仕様書

1 業務の名称

R7 年度若者のライフデザイン応援プロジェクト業務

2 趣旨・目的

県では、少子化対策の一環として、社会環境や価値観の多様化を踏まえ、若者がキャリア形成のみならず、結婚・妊娠・出産・子育てなど将来の選択肢について主体的に考え、希望する人生を実現できるよう、ライフデザイン支援事業を実施している。

本業務は、県内の若者に将来について主体的に考える機会を提供することを目的とし、若者世代と社会人世代の交流を通じて、過年度に制作をしたデジタル冊子等と連動した新たな事例集を作成し、県内におけるライフデザイン支援の取組の拡充を図るものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年3月 31 日(火)まで

4 用語の解説

この事業において、以下の用語については次のとおりとする。

① ライフデザイン

「将来どんな人生を送りたいか」を構想し、職業などキャリア形成のほか、結婚、妊娠・出産、子育てなどの将来について、人生設計をすること。

② 若者向け「ライフデザインを考える」デジタル冊子「LIFE-100」

令和4年度に群馬県が制作した若者向けのライフデザインを考えるためのヒントとして活用することを目的としたデジタル冊子のこと。

※「LIFE100」及び県のライフデザイン支援事業については、県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」該当ページを参照。

▶ <https://smilelife.pref.gunma.jp/lifedesign/>

③ 若者のためのライフデザイン事例集「LIFE-100 Real Report」

令和 6 年度に群馬県が制作した群馬にゆかりのある社会人50名を取材したライフデザインの事例集のこと。会社員、公務員、医師、酪農家、アイドルなど、多様な職業・価値観を持つ人々のリアルな声を取材。

5 資料集の内容

基本的な内容は以下のとおりとする。具体的な内容については企画提案により、県との協議の上、決定する。

(1) 主な内容

本冊子は、令和4年度に作成したライフデザイン参考書と連動し、令和6年度に制作した事例集の内容を補完・発展させるものである。群馬県にゆかりのある多様なライフスタイルを持つ個人を取り上げ、その実際の生き方や価値観を紹介することにより、若者世代が将来を主体的に考え、希望する人生設計の参考となることを目的とする。

令和6年度の事例集で取り上げることができなかった職種や世代、ライフステージをバランスよく補完することで、多様性をより高めた内容とする。著名人を3名以上含め、若者の興味・関心に訴える構成とする。掲載事例は50人を目安とし、当初目標である100人の事例掲載を達成する。

あわせて、紹介される方へのインセンティブとして、所属する企業・団体等の情報掲載も検討する。

(2)制作にあたっての留意点

① 若者世代への意見反映

事例の選定にあたっては、若者の意見や関心を的確に捉えた内容となるよう、意見聴取やヒアリングを行い、その声を反映させること。

② 多様な価値観の尊重

特定の生き方を推奨・誘導することなく、個々の人生観や選択を尊重した構成とすること。

③ デジタル冊子としての体裁

本冊子は、県のポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」においてデジタル形式で公開する。若者世代にとって親しみやすく、閲覧・活用しやすいレイアウト・デザインとすること。

6 業務内容

2～5を踏まえ、以下の業務を行う。具体的な内容は県との協議により決定する。

(1)プロジェクトチームの組成と運営

本業務は、若者世代と社会人世代の交流を通じてライフデザイン事例集を作成することを目的とするため、学生を主体としたプロジェクトチームを結成し、取材や内容検討等を行う。

① プロジェクトメンバーの公募・選定および運営会議の実施

- ・プロジェクトメンバーは、県内外の大学生等を主な対象として広く公募により募集し、10名以上の確保を目標とすること。
- ・公募にあたっては、効果的な広報手段(SNS、大学等への案内、ウェブ告知等)を活用し、属性の偏りが出ないように配慮すること。
- ・応募者の選定にあたっては、地域・専攻・学年等の多様性を考慮し、主体性や協働性の高い人材を選出すること。
- ・採用後は、円滑な活動が行えるよう、事前説明やオリエンテーションを実施すること。
- ・プロジェクトチームによる活動は、運営会議を定期的開催して進行管理を行い、取材内容の検討、ライフデザインに関する意見交換、振り返りの場とすること。
- ・運営方法、会議回数、実施場所等は、効果的な運営となるよう検討し、県と協議の上で決定すること。
- ・必要に応じて、チーム内にファシリテーターやアドバイザーを配置する場合は、県と協議のうえで人選を行うこと。
- ・謝金を支給する場合は、見積書等により積算根拠を明示すること。

② ライフデザインセミナー・ワークショップの実施

- ・ライフデザインに関する理解を深めるため、プロジェクトメンバーを対象としたセミナーやワークショップを実施すること。

- ・過年度に作成した参考書等、県作成の既存資料を一部活用すること。
- ・メンバーが主体的に参加・発言できるよう、効果的な運営とすること。

③取材内容の決定・実施

- ・取材対象の選定にあたっては、県およびプロジェクトメンバーとの協議を行い、幅広い視点や関心を反映した上で決定すること。
- ・取材対象は群馬県にゆかりのある人物とし、令和6年度に未掲載であった職種や層を中心に選定すること。
- ・取材にあたっては、可能な範囲でプロジェクトメンバーが同行・参加できるよう調整すること。
- ・取材スケジュールは、年度内に全業務が確実に完了するよう計画的に設定し、遅延が生じないように十分に留意すること。
- ・取材に関して、対象者や関係企業・団体との間でトラブルや問題が発生した場合は、速やかに県へ報告するとともに、委託事業者の責任において適切に対応すること。

(2)事例集の制作

令和4年度の参考書及び令和6年度の事例集と連動し、当初目標である累計100人の事例掲載を達成するため、取材と編集を行い、デジタル形式の事例集を制作する。

①原稿案の作成

- ・ページ数はA4判換算で50ページ程度とし、タイトル・構成・デザイン・レイアウト等を含む冊子の企画を行うこと。
- ・事例紹介に加え、若者の意識や関連統計等も盛り込み、全体としてわかりやすく構成すること。また、資料集の構成や掲載内容に若者の意見が具体的に反映されていることが読者に伝わるよう、誌面上の工夫や記載にも配慮すること。
- ・県と協議の上、内容調整・情報収集・執筆依頼・編集等を行うこと。
- ・完成した冊子は、県ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」等で公開・配信できるよう、デジタル形式で納品すること。必要に応じて原稿の修正・追加を行うこと。

②プロジェクトメンバーへの意見聴取

- ・取材事例の選考や掲載内容の決定については5のとおりとし、プロジェクトメンバーを参画させ、意見聴取を行うこと。
- ・完成後にプロジェクトメンバーにライフデザインに対する意識変化についてアンケートを行い、効果を測定すること。

※事業 KPI 項目:「将来のライフイベントに対する不安が減った」80%以上

③資料集データ及び印刷物の作成

- ・資料集データ及び事業説明用の印刷物を作成する。

(3)交流会の実施

事業のまとめとして、プロジェクトメンバーと事例集の掲載協力者との交流会を実施する。

- ・取材活動を通じて得た気づきやライフデザインに対する意識変化等を共有し、発表・意見交換を行うこと。
- ・実施方法・場所等は、効果的な形式を検討の上、提案すること。

7 成果物の提出及び納期等

(1) 成果物

① デジタル冊子データの納品

県ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」や県ホームページで公開し、利用者の閲覧やダウンロードして活用することなどを想定した形式のものをデータで納品する。

② 冊子(印刷版)の納品

- ・部数: 300部印刷版を作成し、納品する。
- ・印刷データ(PDF データ等)を納品する。
- ・規格: A4サイズ 50ページ程度
- ・色数: 4色カラー、両面印刷
- ・製本: 針金中とじ(2カ所)

(2) 納期

令和8年2月頃

(3) 納品場所

群馬県生活こども課(前橋市大手町1-1-1群馬県庁12階)

8 業務実施計画書の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を受託者が速やかに策定し提出すること。なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

(1) 事業全体の概要

(2) 各事業の具体的な事業内容

(3) 業務執行体制

(4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載

(5) 全体のスケジュール

(6) その他、県が必要と認める事項

計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

9 業務報告

本件業務の終了後速やかに、業務報告書(任意様式)を県に提出すること。以下事項については必ず記載すること。

(1) 事業の実施概要

(2) 効果測定の実施結果

(3) その他、県が必要と認める事項

10 その他

(1) 本業務は国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等の対応が生じる場合がある。

(2) 本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がある。

(3) 本業務により生じた成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

(4) 本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(5) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務を開始する前に、個人情報取扱事務における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、県へ書面で報告しなければならない。

- (7)本業務の実施に必要な事項(県との打ち合わせを含む)に係る一切の経費については、委託額に含むものとする。
- (8)本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。